問 税務課市民税係

3026350280 内線1132 告が必要かどうかの判断基準表を8ページに掲

申告相談の日程などをお伝えします。また、

申

市・県民税に関する主な変更点などの解説と、

載しています。

今一度、ご確認ください。

変更点 住宅口 の延長 ン控除 の 特

減されました。

電子申告の普及に伴い、

昨年と

一べて書類の設置が700枚削

りました。 月31日までの入居者が対象とな 間に契約した場合、 措置が延長され、 ついて、控除適用期間13年間の 住宅借入金等特別税額控除に 次の一定の期 令和4年12

緩和し、 円以下の者について面積要件を り、合計所得金額が1000 また、この延長した部分に限 床面積が40㎡以上50㎡ 万

未満である住宅も対象となります。

さい。

自宅で市・県民税申告書を

2790) にお問い合わせくだ は、松本税務署(☎0263億 告書類の入手方法などについて

郵送はできませんので、

確定申

での取り置きや、

市役所からの

がない可能性もあります。 らっしゃいますが、必要な書類

電話

に書類を取りに来られる人も

このため、毎年市役所や支所

新築の場合

建売住宅などの場合 令和2年10月~3年9月末

市役所・支所に置く確定申告 [の数が大幅に減りました 令和2年12月~3年11月末

所

の窓口に設置していますが

た確定申告書類を市役所や各支

松本税務署から預かっ

言いてみませんか 市役所では、YouTu

告書は市ホームページからダウ 禍での外出に不安がある人など、 ンロードすることもできます。 にご覧ください。 自宅で記載する際の参考のため き方を解説しています。 の動画で市・県民税申告書の書 市・県民税申 コロナ b

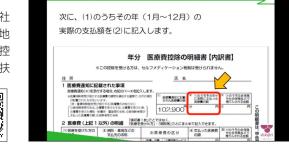
動画を見ながら 申告書を作ってみませんか

「公的年金・給与」「医療費控除」「社 会保険料控除」「生命保険料控除」「地 震保険料控除」「ひとり親控除、寡婦控 除」「配偶者控除、配偶者特別控除、扶 養控除、障害者控除」の7

種類で、どれも約3~7分 の動画で簡単に見られま す。ぜひご覧ください。







ト収入と配偶者の税金

配偶者(妻)がパートのみの収入の場合、パートの給与収 入額が93万円を超えると、市・県民税の均等割が課税され、 103万円を超えると、さらに所得税が掛かります。(基礎控 除のみの場合)

この場合、配偶者(妻)のパートの給与収入額が103万円 以下であれば、本人(夫)は、配偶者控除を受けることがで き、103万円を超え201万6千円未満の場合は、配偶者特別 控除を受けられます。(配偶者控除と配偶者特別控除の適 用は、本人(夫)の合計所得額が1,000万円以下である場合) ※非課税の限度と配偶者控除等の適用の関係は右の表のと おりです。

■妻がパートの場合の例

■安けれて「砂物山砂川						
	配偶者(妻)				本人(夫)	
給与収入	λ	合計所得金額	住民税	所得税	配偶者 控除の適用	配偶者 特別控除 の適用
93万円以	下	38万円以下	非課税	非課税	0	×
93万円記 103万円以	_	38万円超 48万円以下	課税	非課税	0	×
103万円 201万6千円	_	48万円超 133万円以下	課税	課税	×	0
201万6千円	以上	133万円超	課税	課税	×	×

※妻が基礎控除のみの例です。(控除によって変更有り)

よくある質問



Q 所得税と市・県民税の違いは?

所得税は国へ、市・県民税は毎年1月1日に住ん でいる市と県へ納める税金です。所得税はその年の 所得に対して課税されますが、市 ・ 県民税は前年の所 得に対して課税されます。また、各種所得控除額は、市・ 県民税の方が少額となります。

Q 申告が必要なのはどんな人?

給与所得者は、原則として年末調整で精算されるの で、申告は必要ありません。一定の要件(8ページ 参照)を満たす給与所得者や事業所得者などは、申告の 必要があります。なお、市・県民税は、収入が無い場合 でも申告をお願いします。申告をしないと、市で収入 の有無や額を把握できず、国民健康保険税の軽減措置 や所得課税証明書の発行、福祉サービスなどに影響が あります。ただし、市内在住者に扶養されている人の 申告は不要です。(詳細は8ページ参照)

Q 収入が公的年金だけでも申告が必要?

遺族年金や障害年金などは非課税所得のため、所得 税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は 必要な場合があります。また、年間の公的年金(老齢年 金など)収入の合計額が400万円以下で、かつ、公的年 金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、 所得税の確定申告は不要です(ただし、所得税の還付 を受けるために申告することは可能)。なお、所得税の 確定申告が不要でも、公的年金以外の所得があるとき や所得控除があるときは市・県民税の申告が必要な場 合があります。

費控除と申告方法

■医療費控除とは

納税者本人や生計を一にする配偶者および親族のために支 払った医療費を、その納税者が負担した場合に、医療費控除 の算式で計算した額を所得額から控除するものです。実際支 払った医療費が戻るものではありません。

※所得が無い場合は対象になりません。

■医療費控除額の計算方法(控除額は最高200万円)

令和3年中に

で補てん される金額

総所得金額等の59 (いずれか少ない額)



■医療費控除の対象となるものの例

医師の診療などを受けるために直接必要なものに対する費用 が、医療費控除の対象になります。

- ○医師、歯科医師に支払った診療費と治療費
- ○病院に支払った入院費や入院食事代
- ○治療、療養のための医薬品、医療器具の購入費(医薬品は 薬事法に定めるもの。病気の予防または健康増進のための ものは除く)
- ○治療のための、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、 柔道整復師に支払った施術費

Q 転入、転出した時の市・県民税はどうなるの?

市・県民税は、1月1日現在居住していた市区町村 で課税されます。令和4年1月1日以前に転入し た場合は塩尻市で、令和4年1月2日以降に転入した 場合は転入前の市区町村で課税されます。令和4年1 月2日以降に市外へ転出した場合は、令和4年度の市・ 県民税は塩尻市に納めていただくことになります。転 出先の市区町村で重複課税されることはありません。

Q 本人が死亡した時の市・県民税はどうなるの?

令和4年1月2日以降にお亡くなりになった場合 は、令和4年度の市・県民税まで課税されます。そ の場合、相続人に納税義務が承継されます。

AIが税の質問に答えます

2~3月は、税務署や市役所の 電話、相談窓口が大変混雑し、特 に電話はつながりにくい場合があ ります。

そんな時には、国税庁のAIチャッ トボットをご活用ください。チャッ トボットは、スマートフォンやパ ソコンで AI (人工知能) が24時間、所 得税の申告の質問に答えてくれる システムです。

知りたい情報について、メニュー の選択や、フリーワード(話し言葉、 キーワードなど)を入

力すると、AIが自動で 回答してくれます。

▶国税庁ホームページ



Al チャットボット のイメージ

税務相談チャットボット

確定申告に必要

な書類を調べる

 \mathcal{A}

○医師などによる診察や治療を受けるために直接必要な義手、 義足、松葉づえ、義歯、補聴器などの購入費

- ○保健師や看護師または准看護師による療養上の世話を受け るために支払った費用
- ○出産の介助を受けるために助産師に支払った費用
- ○通院費、医師の送迎費などの費用(自家用車で通院するガ ソリン代や駐車料金は対象外)
- ○おむつの費用(寝たきりの患者で約6カ月以上寝たきり状 態にあり、治療の上でおむつを必要と認められ、医師から「お むつ使用証明書」の交付を受けたとき)
- ○介護保険制度の下で提供される一定の施設、居宅サービス を受けたとき(領収書に「医療費控除対象」と記載されて いるもの)
- ※保険金などで補てんされた金額は差し引かれます。

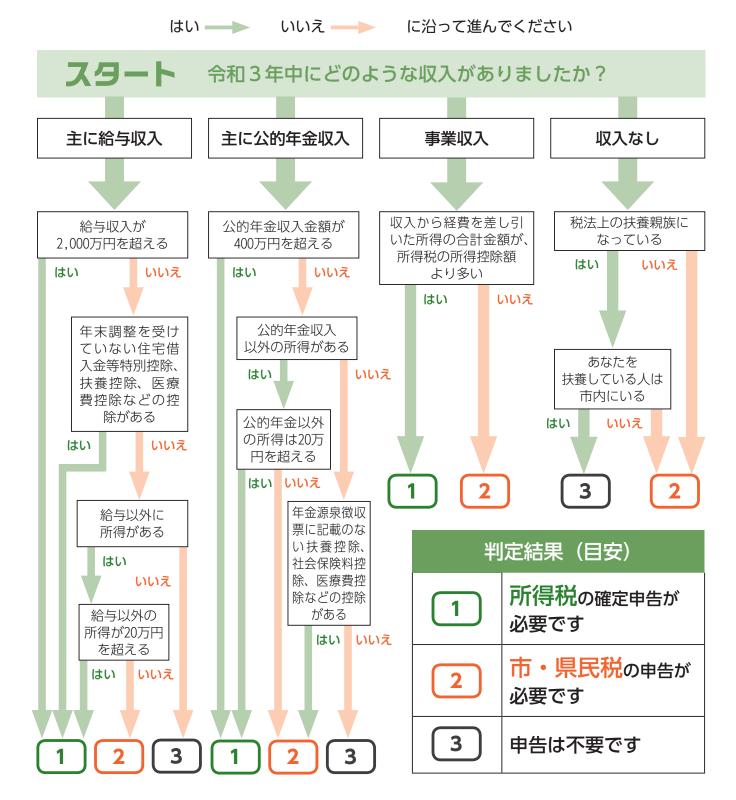
■医療費控除の申告方法

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控 除の明細書の添付が必要となりました。領収書は自宅で5年 間保存する必要があります。税務署や市役所から求められた ときは、提示または提出しなければなりません。医療費控除 の明細書は、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を合 計して記載する必要があります。

あなたは申告が必要?

▼ 下図を参考に確認しましょう

下の図は、一般的な例を示しています。必要経費や控除などにより、状況が変わる場合がありますので、あくまで目安としてください。



申告相談会の日程など

申告書は 郵送 でも提出できます。

例年、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。市・県民税申告書を自分で記入できる人は、郵送または市役所 1 階税務課窓口および各支所へ直接提出(土・日曜日、祝日を除く)できますので、ぜひご利用ください。(3月15日)必着) ※所得税の確定申告書は、松本税務署へ郵送してください。

※各支所では、申告のお問い合わせにはお答えできませんのでご了 承ください。

市・県民税の申告期限、 所得税の申告・納期限は

3月15日火

市役所の申告相談日程など

相談内容	期間	受付および相談時間	場所
市・県民税のみの申告相談	2月9日/(y·10日/(x)·14日/(月)·15日(火)	○午前8時半~正午 (相談は9時から)○午後1時~4時 ※正午~午後1時は除く。	市役所 5階
市・県民税 および所得税の 申告相談	2月16日(水)〜 3月15日(火) (土・日曜日、 祝日を除く)	○午前8時~正午 (相談は8時半から)○午後1時~4時 ※正午~午後1時は除く。	大会 議室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に ご協力をお願いします

- ○2月16日(水)(所得税の申告相談初日)、月曜日、金曜日、3月 15日(火)(申告相談最終日)は会場が混雑する傾向があります。
- 待合室の座席の間隔を空けるため、廊下でお待ちいただく 場合があります。
- ○来場する際には、マスクの着用をお願いします。
- ○せきや発熱、体調不良などの症状がある人は、来場の延期 などをご検討ください。

♪ 次の所得税の相談は市役所では対応していませんので、松本税務署でご相談ください。

- ■特殊な申告 青色申告、準確定申告(亡くなった人の申告)、令和2年以前分の申告、延納の届出、更正の請求、 繰戻還付、修正申告など
- ■特殊な所得税の所得や控除 退職所得の申告、繰越損失、 土地や株の譲渡所得などの分離課税、国外に被扶養者 がいる人の申告、仮想通貨に係る申告、雑損控除など
- ■特殊な所得税の税額控除 外国税額控除、住宅ローン控 除(初年分)、住宅耐震改修特別控除、政党等寄附金等特 別控除など
- ■松本税務署の申告会場日程など

相談内容	期間	受付および 相談時間	場所など
	1月25日以〜3月 15日以(土・日曜 日、祝日を除く)	開始は午前9時)	松本税務署 松本市城西2丁 目1番20号 ☎026332790

※本年は還付申告の相談を2月15日(以以前でも受け付けています。また、松本税務署での相談会場への入場は整理券が必要です。会場で当日配布します。また、国税庁LINE公式アカウントから事前発行もできます。



申告に必要なもの

印鑑

■所得(収入)を証明する書類

- ○給与所得、年金所得の源泉徴収票(原本)
- ○事業 (営業、農業など)、不動産所得の収支内訳書
- ○一時所得、配当所得の支払いに関する書類など
- ■控除を証明する書類(令和3年中に支払った保険料などが分かるもの)
 - ○生命保険料、地震保険料の控除証明書、医療費控除 の明細書など
 - ○「国民健康保険税·介護保険料·後期高齢者医療保険料の納付済額について(お知らせ)」のはがきなど
 - ○国民年金保険料控除証明書など
- ID (利用者識別番号)の書かれた書類(松本税務署で 事前に利用者識別番号を取得した人のみ)
- ■税務署から送られる「確定申告のお知らせ」のはがき (対象者のみ)

■本人確認書類

- ○マイナンバーカードを持っている人 マイナンバーカード
- ○マイナンバーカードを持っていない人 番号確認書類および身元確認書類
 - ・番号確認書類 通知カード、住民票の写しまたは住 民票記載事項証明書(マイナンバーが記載されたもの に限る)のいずれか1つ
 - ・身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険 者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

税	申告書の提出方法	本人確認書類
	○税務署に郵送で提出 ○市役所の窓□に提出	写しを添付
所得税	○市役所の申告相談会場で面談し て提出	書類の提示
	○ e-Taxで電子申告	添付は不要
	○税務署の申告窓□に提出	書類の提示
市·県民	○市役所に郵送で提出 ○市役所および支所の窓口に提出	写しを添付
税	○市役所の申告相談会場で面談し て提出	書類の提示

※同一生計配偶者や控除対象配偶者、扶養親族などは、 マイナンバーの記載のみで、本人確認書類は不要です。